

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
7月9日
(火曜日)

目 次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
救急病院の認定 (医療政策課) 二
解除予定保安林 (上関町) (森林整備課) 二
○公告
契約の締結 (税務課) 二



山口県告示第二〇二号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年七月九日から同月三十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。
令和六年七月九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 テルモ山口株式会社
住 所 山口市佐山三番二二
二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 テルモ山口株式会社

所在地 山口市佐山三番二二

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造			使用の方法	
	能 (本/日)力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔 (一日当たりの使用時間)
六五	五五〇	令和六、七 年九月七	令和六、二〇 年九月二〇	令和六、二四 年九月二四	連続二四時間 変動なし

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の量 (m^3)
	通 常	最 大	
六五	一・四	二	〇・一
水素イオン濃度 (水素指数)	大	大	〇・一
化学的酸素要求量 (mg/l)	通	大	〇・一
浮遊物質量 (mg/l)	通	大	〇・一
窒素 (mg/l)	通	大	〇・一
リン (mg/l)	通	大	〇・一

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m^3)
	通 常	最 大	
七・五	六・五	八・五	一、七〇七・八
水素イオン濃度 (水素指数)	通	大	一、七〇七・八
化学的酸素要求量 (mg/l)	通	大	一、七〇七・八
浮遊物質量 (mg/l)	通	大	一、七〇七・八
窒素 (mg/l)	通	大	一、七〇七・八
リン (mg/l)	通	大	一、七〇七・八

山口県告示第百二十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和六年七月九日

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
 社会医療法人同仁会周南記念病院 下松市生野屋南二丁目一〇番一号 令和九、八、四

山口県告示第百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和六年七月九日

解除予定保安林の所在場所
 山口県知事 村岡 嗣 政

二 熊毛郡上関町大字祝島字通り矢一〇二六三の一(次の図に示す部分に限る。)保安林として指定された目的魚つき

三 解除の理由

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び上関町役場に備え置いて縦覧に供する。)



(二二六) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和六年七月九日

一 事務を担当する課の名称及び所在地
 総務部税務課 山口市滝町一番一号
 山口県知事 村岡 嗣 政

二 落札に係る物品等の名称及び数量

- 三 税務システム用機器 一式
契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和六年六月四日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目五番一号
- 六 落札金額
三億六千五百七十七万二千元
- 七 入札公告日
令和六年四月二十三日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格

令和六年七月九日印刷
令和六年七月九日發行

發行人所

山口県知事
山口県知事